

ラ、なぜケアラー支援なのか ,その必要性と支援の在り**た**

日本女子大学 名誉教授 一般社団法人日本ケアラー連盟 代表理事

堀越 栄子 (ほりこし・えいこ)

ラー/ヤングケアラーの定義や、その現 スメディアでかなり取り上げられるよう ラー」の実態や支援の必要性について、マ くわからないという人も多いと思います。 状、抱える問題・課題については、まだよ になってきました。しかしながら、ケア アを必要とする人へのサービスを増やせ 良いことである、家族だけで無理ならケ たり前、子どもがお手伝いをすることは 他方で、家族の世話は家族がするのが当 「ケアラー」、とりわけ「ヤングケア

そこで本稿では、ケアラー支援の必要 後ますますケアを必要とする人が増加 らしい人生を歩めない場合があります。 担などにより日常生活に支障が生じ し、それに伴いケアラーも増加します。 が侵害される事態も生じています。今 ヤングケアラーの場合、子どもの権利 さらには社会から孤立するなど、自分 ケアラーは、心身の疲労、経済的負

> 背景とめざす社会 ケアラー支援条例制定の

性について考えます

備前市、入間市、白河市、栗山町、浦河 茨城県、北海道、長崎県、政令市ではさ 例」が、全会一致で成立しました。 ラーを支援する「埼玉県ケアラー支援条 る条例制定が先行しています。 律は制定されていないので、自治体によ ます(入間市はヤングケアラーを対象と いたま市、市区町村では名張市、総社市 2022年10月7日現在、都道府県では した条例です)。ケアラーを支援する法 2020年3月、全国で初めて、ケア 、那須町の13の自治体で制定されてい

ば良い、という意見もあります。

の他の身近な人に対して、無償で介護 だ日本にはなく、埼玉県の条例では、「高 等により援助を必要とする親族、友人そ 齢、身体上又は精神上の障害又は疾病 ケアラーについての法令上の定義はま

> ラーとしています。 うち、十八歳未満の者」をヤングケア 提供する者をいう」とされ、「ケアラーの 看護、日常生活上の世話その他の援助を

> > ●とりわけ日常的にケアを行っている子

響を及ぼすおそれも考えられる。

者等を指し、ケアワーカーは含んでいま つまり、ケアラーとは無償の家族介護

定した条例の前文のポイントをご紹介 背景についても触れている、茨城県が制 は共通しています。ここでは、条例制定の 例により若干の違いはありますが、趣旨 を支援することになったのでしょうか。条

●ケアラーは、ケアを受ける人を支える 上で重要な役割を果たしている。

ラー自身の活動や生き方に深刻な影 的、身体的、経済的負担により、ケア は、社会から孤立するなど、ケアがケア ラーの日常生活に支障が生じ、さらに

1951年生まれ。さいたま市在住。地元で 「自分たちのまちは自分たちの手で」と、

1980年代から「おおみや・市民の会」の活 動に加わる。1997年に現在の「認定NPO 人さいたまNPOセンター」の設立に参 加し、2017年より代表理事。2010年には 、自治体職員や専門職、市民団体等

●ヤングケアラーの健やかな育成、

ること等が懸念される。

響を及ぼし、人生の選択肢が狭められ 担を負うことで、教育や人格形成に影 長の度合いに見合わない重い責任や負 どもたち、ヤングケアラーは、年齢や成

しましょう。 では、なぜ、条例を制定してケアラー

> 誰一人取り残されず、共に安心でき 全てのケアラーとケアを受ける人が、 育の機会の確保等を図るとともに、

る生活を送り、自分らしい人生を歩

要がある

他の自治体の条例を見ても、「全ての

代を超えた社会問題として認識し、

家族等だけの問題にとどまらない世 んでいくことができるよう、ケアを

ケアラーを社会全体で支えていく必

●しかしながら、ケアに伴う過大な精神

アと自己の幸福追求との調和を図る」 ケアラーが個人として尊重される」「ケ

「ケアラーが周囲から大切にされ、社会

れています。
れています。

貢献

ることをルール化したことにあります。す人公になれるよう、社会全体で応援すで文化的な暮らしを営み、自分の人生ので文化的な暮らしを営み、自分の人生のの人ので変化的な暮らしを営み、自分の人生ののように、条例制定の意義は、ケア

ケアラー支援は人生の支援

しょうか。 はどのような要素を含む暮らしなのででは、「健康で文化的な暮らし」と

ます。それは次の通りです(仮訳)。 法律(Care Act 2014)」には、地方自法律(Care Act 2014)」には、地方自 だーイングを推進すること」が記載され でおり、福祉(良好な状態)に問題がない かどうかをチェックする際に参考になり

住居の適性/当該個人による社会ビーイング/家族や個人の関係/参加/社会的および経済的ウェル

ということになります。 阻害されていたら、ケアラー支援が必要ケアをすることでウェルビーイングが

一部改変)※ それでは、ケアラー支援の事例を見る ことで、支援のイメージを共有したいと ち、家族を介護する20代女性Aさんへの ち、家族を介護する20代女性Aさんへの 支援事例です。(千葉県中核地域生活支 支援センター連絡協議会「中核地域生活支 で、支援の子メージを共有したいと

代の父の介護をしており、 まざまなことを求められ、 ネジャーからはキーパーソンとしてさ ケアマネジャーがついて相談に乗って してよいかわからず「私がやるしかな く、支援ニーズを把握する)、誰に相談 ぐ)、センター職員がすぐに訪問して 域生活支援センターに相談し 庭に薬を配達していた薬剤師が中核地 兼ねた(傍観しない、発見する)、当該家 から暴力を受けていました。それを見 いましたが、Aさんを支援してくれる い」ということでした。祖母と父には Aさんに話を聞くと(**行動する、話を聞** 人はおらず、むしろ、市役所やケアマ Aさん (長女) は、 90代の祖母と60 大きな負担 30代の長男 (つな

> サービスの利用が開始されました(家族 判明し、精神保健福祉手帳を取得し、相 関係者の丁寧なかかわりによってサービ ビスの利用を嫌がっていた祖母や父は 関係者へ働きかけ、その結果、介護サー が必要と判断し、Aさんに自分自身の生 負担が集中しているAさんを支えること とともに孤立を感じている状態でした。 全体を見る、多機関連携 談支援専門員の支援のもと障害福祉 診によって高次脳機能障害であることが ついては、センターがつなげた精神科の受 スを利用することになりました。長男に **を立てる**)。センターは、Aさんとともに を持つことを目標としました(支援計画 んが週に1回半日だけでも自分の時間 活を大切にしてもらうため、まずはAさ センターは、家族のキーパーソンとして

談相手となりました。その中で、 それぞれが長女の状況を気にかけ、 口 になったということです。 チャレンジしてみようかと笑えるよう 校時代に取り組んでいたスポーツに再 きたAさんは、表情が明るくなり、 ことを話すことができるようになって に負担に思っていることや困っている てるようになるとともに、 は散歩や買い物など自分の時間を持 長女の介護負担は軽減され、 関係機関 週 に 1 徐々 相

面のみに注目するのではなく、AさんのAさんが果たしている「介護」という側この事例で重要な点は、関係機関が、

ラーにとって良いことは要介護者に はケアラーにとっても良いこと、 りました。要介護者にとって良いこと 過言ではありません。あくまでも、 ラー支援は含まれていないと言っても てるようになるのではないでしょうか。 よって今後、 視点から支援を始めたことです。それに 20代のひとりの女性として認識し、その 介護以外の側面を視野に入れ、Aさんを 治体から全世代のケアラー支援が始 となっています。でも、ようやく、 介護者のケアのための家族介護者支援 て進められていますが、その中にケア [本のケア政策は地域包括ケアとし Aさんは将来の見通しを持 ケア 自 要

ケアラー支援は、①法律や条例を制定する、②できるところから、行政が施策を推進する、③気がついた人・団体・地域が取り組むことで進みます。入り口はどれでも良いと思いますが、いずれも必要です。ケアラー支援といいずれも必要です。ケアラー支援といいずれも必要です。ケアラー支援といいずれも必要です。ケアラー支援といいずれも必要です。かできる、共に生きる社会を実現したができる、共に生きる社会を実現したいと思います。

とっても良いことのはずです。

担う。県内13の広域福祉圏域ごとに設置。コーディネート、市町村等バックアップ、権利擁護)を千葉県独自の施策。4事業 (包括的相談支援、地域総合※千葉県中核地域生活支援センター

ALL VID

ラー支援条例」の制定に取り組む) 会的仕組みについて提言し、「ケアラー支援法」「ケア会的仕組みについて提言し、「ケアラー支援法」「ケアーを社会的に支援する必要性および社一般社団法人日本ケアラー連盟ホームページ(2010〜〜〜〜〜